

ごみ（一般ごみ・資源）の収集を頼みたい



◆ふれあい収集

70歳以上や障害のある方で、自分でごみを集積場所まで持ち出すことのできない一人暮らしの方（要件あり）を対象に、ごみを収集します。

対象 ◇70歳以上で要介護度3以上の認定を受けていて、次の要件のいずれかに該当する方
◇視覚障害1・2級又は肢体不自由1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、次の要件のいずれかに該当する方

要件 ①ひとり暮らしの方
②同居の家族が70歳以上で要介護度3以上の認定を受けている、又は視覚障害1・2級か肢体不自由1・2級の身体障害者手帳をお持ちで、ごみを運ぶことができない方

利用料 無料

問合せ先 収集センター北事務所（☎471-1503）、一般廃棄物課（☎435-1352）

安心して暮らしたい

◆緊急通報システムの設置

ペンダント型送信器のボタンを押すことにより、監視センターへ連絡が入り、警備会社の職員が駆けつけます。

対象 65歳以上又は身体障害者手帳（1・2級）をお持ちのひとり暮らしの方で、所得税非課税世帯に属する方

利用料 無料 ※対象外でも、有料でサービスを受けられる場合があります。

問合せ先 和歌山市社会福祉協議会（生活支援班）（☎422-2081）



◆日常生活用具の給付

対象者に電磁調理器、火災警報機、ふとん乾燥機を給付します。

対象 65歳以上ひとり暮らしの方で、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属し、日常生活の便宜を図る必要がある方（ふとん乾燥機は上記対象の方でなおかつ要介護度が1～5のいずれかの方）

利用料 無料

問合せ先 お近くの地域包括支援センター（5ページ参照）

◆高齢者住宅改造助成

住宅改造に要する費用の一部を助成します。

対象 65歳以上で生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属し、要支援・要介護認定を受けている方

問合せ先 お近くの地域包括支援センター（5ページ参照）



訪問で理美容を頼みたい

対象 65歳以上で生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属し、要介護度が3・4・5で、かつ寝たきり状態か外出が困難な方

利用料 1,000円/回

問合せ先 お近くの地域包括支援センター（5ページ参照）



紙おむつを支給

対象 65歳以上で生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属し、要介護度が1～5で、かつ3か月以上寝たきり状態であるか認知症で常時失禁状態の方（対象にならない場合があります）

利用料 無料

問合せ先 お近くの地域包括支援センター（5ページ参照）

自分らしく 安心して暮らすために

現在、全国で高齢化が急速に進んでいます。本市も例外ではなく、市内人口の約29%が65歳以上の高齢者で、高齢者のうち約5人に1人が単身で生活しています。*
今回は高齢者の在宅支援を中心に、住み慣れた街でいつまでも安心して暮らすため、本市が展開している事業を紹介します。*出典：平成27年国勢調査



在宅生活を支えます

食事の用意を頼みたい

定期的に居宅に訪問して、栄養のバランスのとれた食事の提供や安否確認を行います。

対象 65歳以上の高齢者のみの世帯等で、食事の調理が困難な方

利用料 弁当代（450円～）

問合せ先 お近くの地域包括支援センター（5ページ参照）



掃除などの家事を頼みたい

ホームヘルパーなどが訪問し、掃除・洗濯・調理などの生活支援を行います。

対象 要支援1・2の方、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

利用料 1回235円（自己負担1割の方）

問合せ先 お近くの地域包括支援センター（5ページ参照）、地域包括支援課（☎435-1197）

身の回りの世話などを頼みたい

サービスを行う提供会員が家庭を訪問し、家事援助・身の回りの世話・外出の付き添いなどのお手伝いをします。（身体介護は不可）

年会費 1,000円

利用料 1時間600円（平日9:00～17:00）、1時間1,000円（平日時間外及び土日祝日）

問合せ先 和歌山市社会福祉協議会（生活支援班）（☎422-2081）



シルバー人材センターでは掃除や買物など、さまざまなお仕事を引き受けています。お気軽にご相談ください。 ☎公益社団法人 和歌山市シルバー人材センター（☎431-1270）

10月から
市内全域で開始予定

一般介護予防事業 (65歳以上)

問合せ 地域包括支援課 (☎ 435-1197)

◆ WAKAYAMA つれもて健康体操

週1回以上、継続して体操したいと考えているグループ(5人以上)に対し、リハビリ専門職を約1か月派遣し、健康講座・体操指導・体力測定などを行います。



◆ 自主活動移行教室

デイサービスセンターや接骨院(整骨院)などで筋力トレーニング等を行い、教室終了後も自主的に運動を続けることを目的とした教室です。※利用者負担あり

◆ つれもてサポート事業

介護施設等でのボランティア活動にポイントが付与し、スタンプ帳に貯まったポイントに応じて換金(年間5,000円まで)します。※紀州わかやまポイント(6ページ参照)にも換金可

◆ 市民ボランティア養成講座

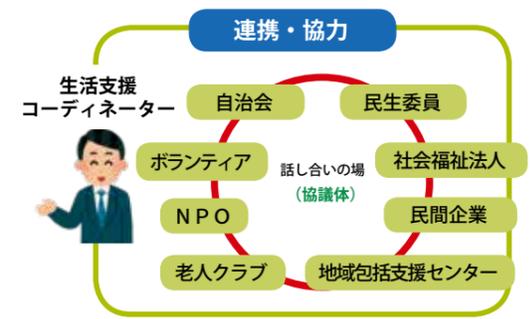
介護予防のための運動プログラム(シニアエクササイズ)を学び、介護予防ボランティアリーダーを養成します。

生活支援コーディネーターを配置します

ひとり暮らしや認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、ボランティア・NPO法人・地縁組織などによる生活支援(買い物・ゴミ出しなど)や、通いの場づくりなど、地域で支えあう仕組みづくりが必要となっています。

これらの仕組みづくりを身近な地区で進めるため、市内全域に生活支援コーディネーターを配置し、話し合いの場(協議体)を設置する予定です。

また、ボランティア等の担い手や地域資源の発掘、関係機関のネットワークづくりを行い、地域の中で多様なサービスが提供できるように住民の皆さんと一緒に考えていきます。



問合せ 地域包括支援課 (☎ 435-1197)

和歌山市シニアハンドブックのご案内

「和歌山市シニアハンドブック」では、今回の特集で取り上げた事業の他にも、災害に備えてのポイントなど高齢者の暮らしに役立つ情報を掲載しています。

各支所・連絡所、高齢者・地域福祉課(東庁舎2階)、介護保険課(東庁舎2階)などで配布していますので、ご利用ください。

問合せ 高齢者・地域福祉課 (☎ 435-1063)

お気軽にご相談を 地域包括支援センター

高齢者のみなさんを、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために市内15か所に「地域包括支援センター」を設けています。お気軽にご相談ください。

地域包括支援センター(担当地区)	所在地	電話番号	FAX番号
1 西脇 (加太・西脇)	西庄 389-1 レジダンス・アンソレイエ 101	☎ 456-1212	FAX 456-1133
2 木本 (木本・貴志)	古屋 153-9 古屋スクエアビル 1F	☎ 480-3010	FAX 480-3011
3 松江 (松江・湊)	松江北 2丁目 19-8	☎ 488-8782	FAX 488-8783
4 野崎 (野崎・楠見)	北島 325-106	☎ 453-8102	FAX 453-8152
5 有功 (有功・直川)	六十谷 361-1	☎ 464-1033	FAX 464-0300
6 川永 (紀伊・山口・川永)	島 26-118	☎ 464-2468	FAX 464-2929
7 和佐 (西和佐・和佐・小倉)	井ノ口 302-5	☎ 477-7181	FAX 477-7182
8 東山東 (岡崎・西山東・東山東)	明王寺 13-1	☎ 466-3344	FAX 466-2244
9 名草 (名草・三田・安原)	毛見 1451	☎ 444-3142	FAX 446-4821
10 雑賀 (雑賀崎・田野・和歌浦・雑賀)	関戸 1丁目 4-15	☎ 445-1700	FAX 445-4700
11 宮前 (宮・宮前)	杭ノ瀬 359-1	☎ 474-5535	FAX 474-5567
12 高松 (砂山・今福・吹上・高松)	西高松 1丁目 5-4 高松丸岩ビル 101	☎ 435-0312	FAX 435-0313
13 新南 (広瀬・芦原・新南・大新)	木広町 5-1-4 高田ビル 1F	☎ 488-1750	FAX 488-1751
14 宮北 (中之島・四箇郷・宮北)	吉田 423	☎ 432-0077	FAX 432-0076
15 城北 (本町・城北・雄湊)	十二番丁 30 シティビルアオイ 1F	☎ 488-5518	FAX 488-5519

いきいきと過ごしたい

老人クラブ(60歳以上)

市内には200を超える老人クラブがあり、健康づくり、社会奉仕活動、友愛活動、地域社会との交流などさまざまな活動を行っています。

問合せ お近くの老人クラブ又は和歌山市老人クラブ連合会 (☎ 425-0460)



つどいの家(60歳以上)

市内に18か所あり、市民の方の空き部屋を高齢者の憩いの場として活用しています。趣味などを通じて生きがいや仲間づくりをしませんか。

問合せ 高齢者・地域福祉課 (☎ 435-1063)



外出してお得に施設を利用

◆ 老人優待利用券(65歳以上)

和歌山城天守閣など市内の一部施設を無料又は割引料金でご利用いただけます。(有効期限なし)

◇受取に必要なもの

- ①本人確認ができるもの(健康保険証や運転免許証など) ②本人の印鑑
- ※代理の方が受け取る場合は代理の方の本人確認ができるものも必要。

◇配布場所

高齢者・地域福祉課、お近くの支所・連絡所 ※サービスセンターでは配布していません

問合せ 高齢者・地域福祉課 (☎ 435-1063)



◆ 元気70パス(70歳以上)

バスカード又は市営駐車場と公衆浴場回数券を配布しています。(平成30年度分を受付中。配布は1人1回限り)

◇受取に必要なもの

- ①本人確認ができるもの(健康保険証や運転免許証など ※老人優待利用券も可)
- ②本人の印鑑 ※代理の方が受け取る場合は代理の方の本人確認ができるものも必要。
- ③顔写真(元気70パスを初めて受け取る方のみ。※縦4cm×横3cmで3か月以内に撮影したもの)

◇配布場所

高齢者・地域福祉課、お近くの支所・連絡所 ※サービスセンターでは配布していません

問合せ 高齢者・地域福祉課 (☎ 435-1063)

